

CITY OF YOKOHAMA

横浜市における アスベスト(石綿)除去工事について

横浜市みどり環境局 大気・音環境課大気担当

2024年11月1日

目次

1. 石綿に関する基礎知識
2. 作業開始前について
3. 作業中について
4. 作業完了後について
5. まとめ

石綿とその使用建材等の種類

1.石綿に関する基礎知識

石綿の種類



白石綿(クリソタイル)



青石綿(クロシドライト)



茶石綿(アモサイト)

石綿が使用されている建材

吹付け材



レベル1

保温材



レベル2

スレート波板



レベル3

ケイ酸カルシウム板第一種



レベル3

ビニル床タイル



レベル3

※大気汚染防止法では、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものが規制対象。

石綿に関する関係法令

1.石綿に関する基礎知識

法規	法規所管	いつ	目的
建築基準法	国土交通省	把握、管理、解体と除去	建築物に関する基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護
労働安全衛生法石綿障害予防規則	厚生労働省	解体と除去	労働者の安全と健康を確保、快適な職場環境の形成
大気汚染防止法	環境省	解体と除去	大気の汚染に関し、国民の健康を保護、生活環境を保全
建設リサイクル法	国土交通省	解体と除去	資源の有効利用を確保し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与
廃棄物処理法	環境省	保管と廃棄	生活環境の保全及び公衆衛生の向上

目次

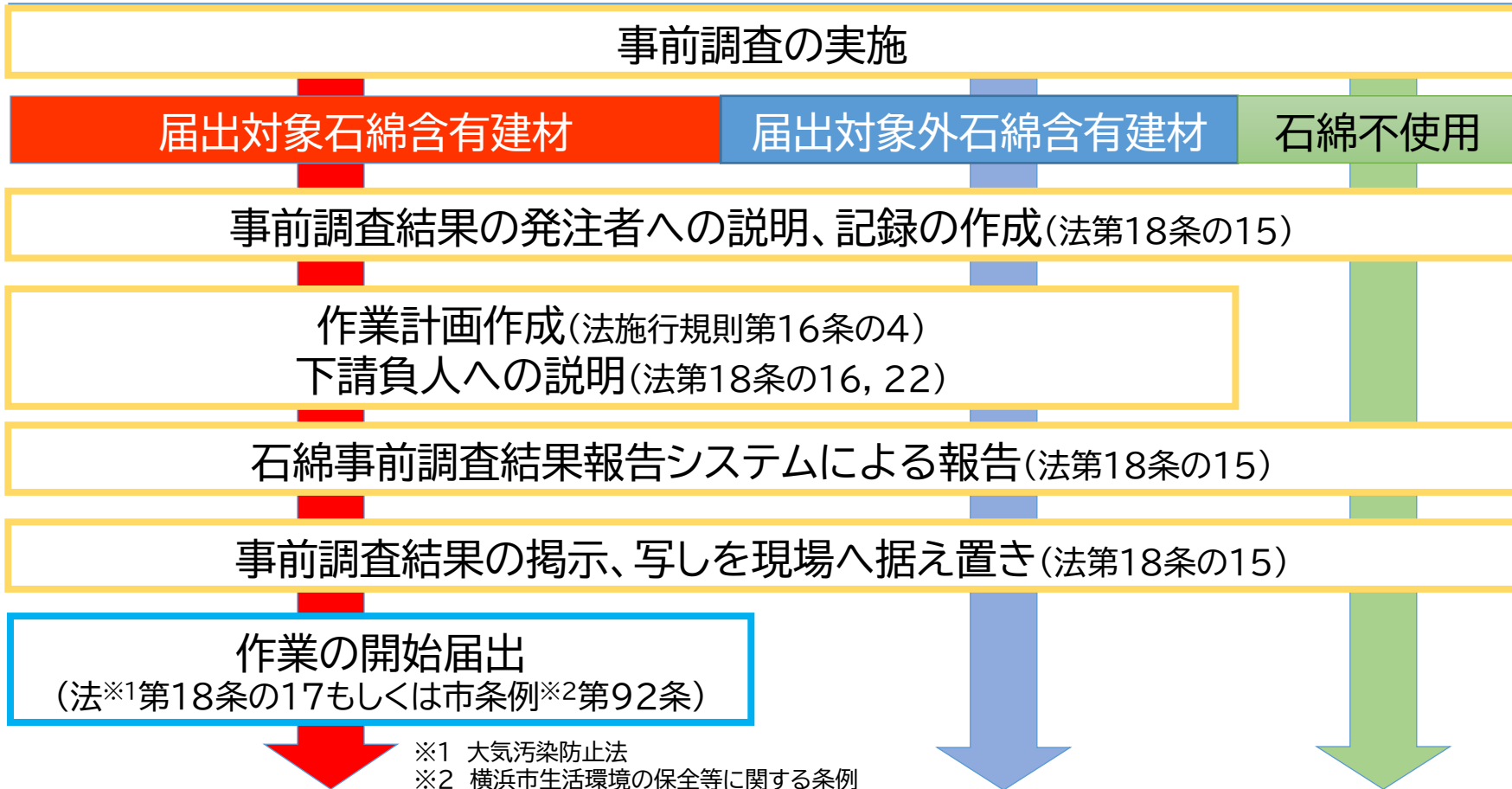
1. 石綿に関する基礎知識
2. 作業開始前について
3. 作業中について
4. 作業完了後について
5. まとめ

発注者の責務

元請負人の責務

2.作業開始前について

作業前のフロー



事前調査について①

建築物・工作物の解体・改造補修工事を行う場合は石綿の使用状況について事前に調査を行う必要がある。

(大気汚染防止法第18条の15、横浜市生活環境の保全等に関する条例第92条の2ほか)

・事前調査の対象

原則全ての建築物、工作物の解体、補修等工事を行う際に実施すること

・事前調査結果報告(令和4年4月1日以降)

対象工事は、特定建築材料の有無に関わらず、事前調査結果を市に報告

建築物の解体:床面積合計が80㎡以上

それ以外 :請負代金の合計が100万円以上

・調査方法の法定化(令和5年10月1日以降)

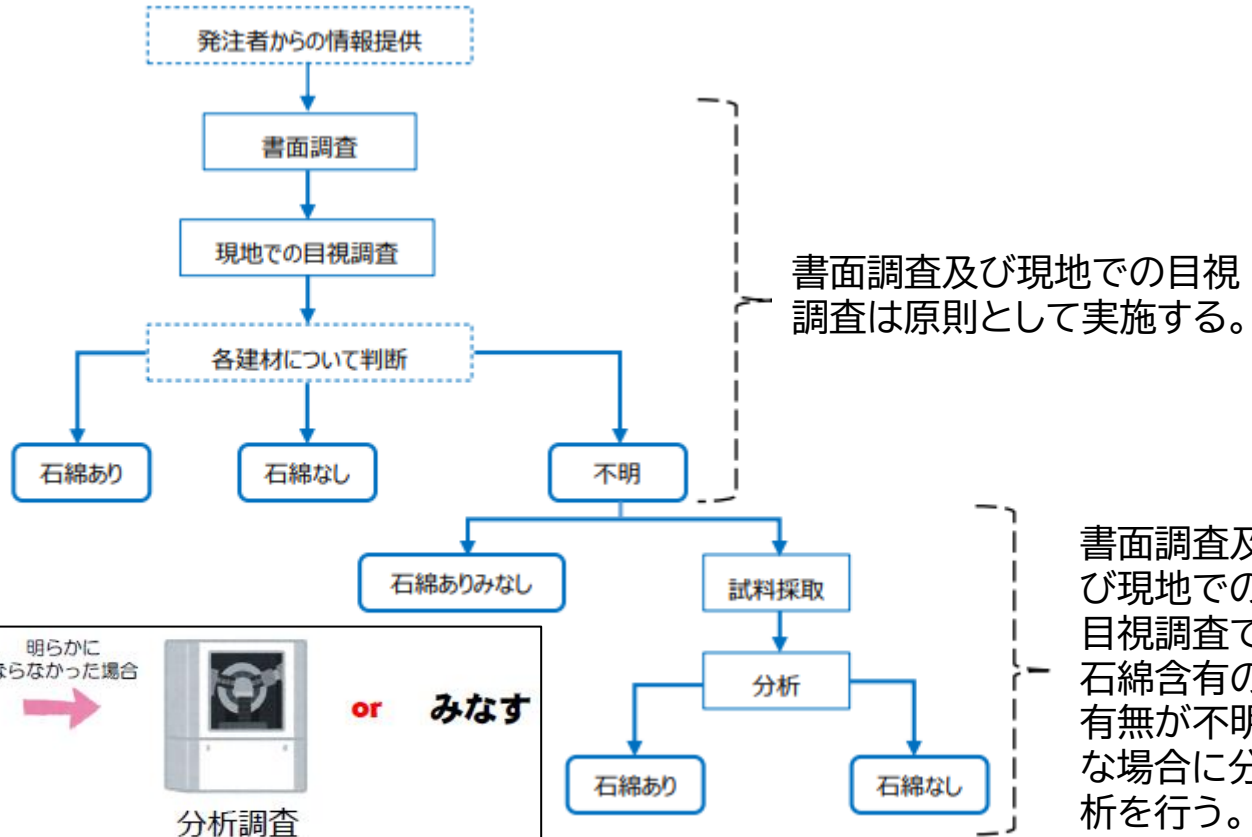
建築物の解体等工事を行う際は、資格者等による事前調査の実施が必要

・事前調査に関する記録の作成・保存

元請負人の責務

事前調査について②

事前調査のフロー



※ 解体等の作業中新たに石綿が発見された場合、追加で調査を行う必要がある

石綿除去等作業の開始届

	大気汚染防止法		市条例
届出対象	「レベル1」 吹付け石綿	「レベル2」 耐火被覆材・保温材・ 断熱材	「レベル3」 石綿布・石綿含有セメント建材※1
作業対象	建築物、その他工作物		
作業種類	解体、改造、補修		
処理方法	除去、封じ込め、囲い込み		
様式	特定粉じん排出等作業実施届出 (様式第3の5)	石綿排出作業開始届出 (細則第19号様式)	
提出期限	作業開始日※2の14日前まで		作業開始日※2の7日前まで
届出者	発注者または自主施工者		発注者または自主施工者

※1 石綿含有セメント建材は成形板でかつ使用面積の合計が1000m²以上の場合に限る

※2「作業開始日」とはこれらの作業に必要な養生作業等の開始日を指す。

目次

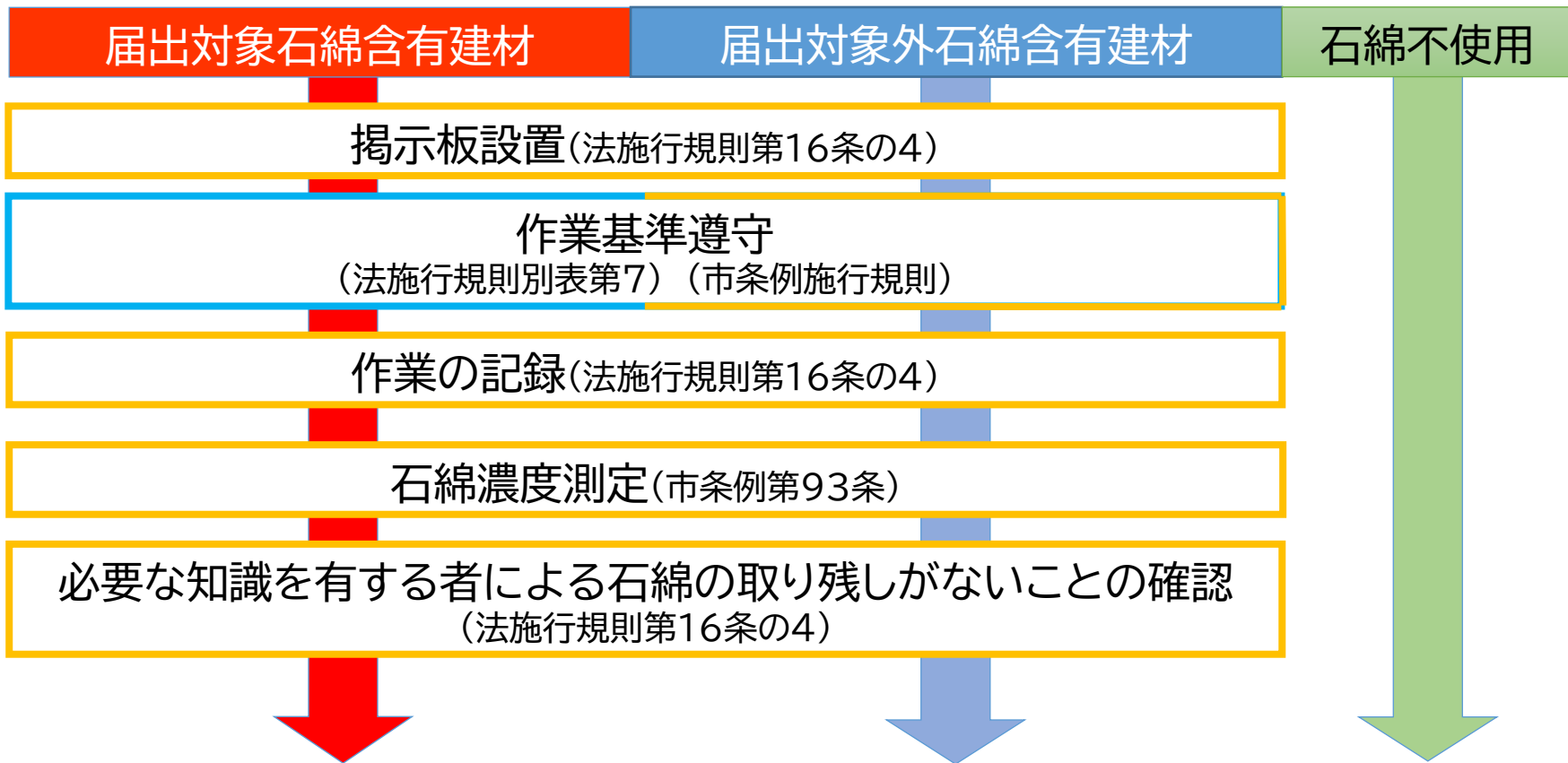
1. 石綿に関する基礎知識
2. 作業開始前について
- 3. 作業中について**
4. 作業完了後について
5. まとめ

発注者の責務

元請負人の責務

3.作業中について

作業中のフロー



工事現場への掲示

元請負人の責務

3.作業中について

石綿含有吹付け材、石綿含有断熱材等の除去等を含む作業（法届出対象） ※掲示サイズは（横420mm以上、縦297mm以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{※1}、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

	事前調査結果	作業内容等のお知らせ
掲示期間	工事期間中	作業開始3日前から当該作業が終了するまで
掲示サイズ	JIS規格A3以上	
掲示場所	周辺住民から見やすい場所	

事業場の名称 : ○○○○解体工事		発注者または自主施工者	
届出先及び届出年月日	神奈川県 横浜市	令和 ○年 ○月 ○日	氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
調査終了年月日		令和 ○年 ○月 ○日	○●○●株式会社
看板表示日		令和 ○年 ○月 ○日	代表取締役 ○○ ○○
解体等工事期間	令和 ○年 ○月 ○日～	令和 ○年 ○月 ○日	住所
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 ○年 ○月 ○日～	令和 ○年 ○月 ○日	○●○●市○区○区○ ○-○-○
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】 書面調査、現場目視調査、分析調査		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査箇所】 建築物全体(1階～3階) ※改修等の場合、改修等を実施するために調査した箇所を記載。(例)3階機械室(改修等工事対象場所)		○●○●株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所	
【石綿含有あり】 3階機械室 吹付け材 クリソタイル(分析) 3階機械室 保温材(みなし) 1階台所 けい酸カルシウム複第1種 クリソタイル(設計図書、製造年月日)		○●○●市○区○区○ ○-○-○	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		現場責任者氏名 ○○ ○○	
1階～3階 床:ビニル床タイル②、天井:ロックウール吸音天井板①④ 外壁 仕上塗料③		連絡場所TEL ○●○-○●○-○●○●	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		○●○● を石綿作業主任者に選任しています。 調査を行った者(分析等の実施者)	
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 除去 <input type="checkbox"/> 封じ込め <input type="checkbox"/> 囲い込み <input type="checkbox"/> その他	氏名又は名称及び住所	
機種・型式・設置数	機種、集じん排気装置、型式:○○○-○○○○、設置数:○台	※分析調査・材料採取等実施した表	
排気能力(ml/min)	○○m ³ /min。(1時間あたりの換気回数4回以上)	① 特定建築物石綿含有建材調査者 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: ○○県○○市○○区○○ ○-○-○	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)	HEPAフィルタ (補修効率:99.97%、粒子径:0.3μm)	分析を實施した表 ② ○○○○分析株式会社 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: ○○県○○市○○区○○ ○-○-○	
使用する資材及びその種類	潤滑用薬液:○○○○○、固化用薬液:○○○○○、隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm)、養生テープ 等	その他事項	
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	塵埃を4面養生する。けい酸カルシウム複第1種は原則原形平ばらして取り外し、切断・破砕する場合は、除去部分の周辺を養生し、湿潤化後最小限に行う。	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を要す ①目録 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考: その他の条例等の届出年月日			

※右図は現場への掲示例

注) 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

作業基準の順守

石綿含有建材が使用されている建築物等の解体、改造、補修する際には、作業の種類ごとに遵守しなければならない「**作業基準**」が定められている

例)プラスチックシートによる作業場の隔離・養生、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置による作業場及び前室内の負圧化、薬液等による湿潤化など



原形のまま取り外す作業



湿潤化



隔離養生内での作業

目次

1. 石綿に関する基礎知識
2. 作業開始前について
3. 作業中について
- 4. 作業完了後について**
5. まとめ

発注者の責務

元請負人の責務

作業後のフロー

4.作業完了後について

届出対象石綿含有建材

届出対象外石綿含有建材

石綿不使用

作業記録作成及び保存(法第18条の23)

作業結果を発注者に報告
(法第18条の23) (市条例第93条の2)

作業完了届出(市条例第94条)

事前調査の記録、発注者への説明書面(写し)の保存※3年間
(法第18条の15)

作業記録、発注者への完了報告(写し)の保存※3年間
(法第18条の23)
石綿濃度測定などの保存※3年間 (市条例第93条)

石綿除去等作業の完了届

発注者の責務

4.作業完了後について

届出対象	開始届出の対象となる作業すべて
様式	石綿排出作業完了届出 (細則第20号様式)
提出期限	作業完了※後30日以内
届出者	開始時と同一の届出者

・横浜市条例により、石綿除去等作業完了後には完了届の提出が定められている

※ 「作業完了」とは、除去等が終了し、養生等の撤去及び作業後の測定がすべて完了した状態を指す

目次

1. 石綿に関する基礎知識
2. 作業開始前について
3. 作業中について
4. 作業完了後について
5. まとめ

責務

- 市へ作業開始・完了届の提出



配慮事項等

- 元請業者が適切な石綿飛散防止対策を行えるように費用、工期や施工方法に配慮
- 元請業者からの説明を受ける
- 事前調査のための適正な書面提供等調査への協力

事前調査に当たっては

- 事前調査の実施
- システムを利用した行政への報告
- 発注者への説明
- 調査結果記録の作成

作業に当たっては

- 下請負人への説明
- 工事看板の掲示
- 作業・指導基準の遵守
- 作業記録の作成



石綿除去等作業について困ったときは…

5.まとめ

【お問い合わせ窓口】

横浜市みどり環境局大気・音環境課大気担当

(市庁舎 27階 南側)

TEL:045-671-3843

メールアドレス:mk-taikikisei@city.yokohama.lg.jp

お問い合わせ